

令和6年度

固定資産税

償却資産申告の手引き

申告期限：令和6年1月31日（水）まで

〒240-0192 神奈川県三浦郡葉山町堀内 2135 番地

葉山町総務部税務課

電話 046(876)1111 内線 257

今後の地方税法等の改正により、本書に記載した内容の一部が変更される場合があります。あらかじめご了承ください。

目次

第1章 償却資産とは	
1 償却資産とは	1
2 主な償却資産	2
(1) 種類別の主な償却資産	2
(2) 業種別の主な償却資産	2
3 建築設備における家屋と償却資産の区分	3
第2章 償却資産の評価と課税について	
1 課税標準額の算出方法	4
2 税額の算出方法	4
3 耐用年数の見直し	5
4 免税点	5
5 国税の取扱いとの比較	5
第3章 償却資産の申告について	
1 申告が必要な方	6
2 非課税となる償却資産	6
3 課税標準額の特例が適用される償却資産	6
わがまち特例が適用される償却資産	7
4 申告方法と提出書類	8
5 申告書等の提出期限	8
6 申告書等の提出先	8
7 申告時のお願い	8
第4章 償却資産申告書等の書き方について	
1 償却資産申告書の書き方について	9
2 種類別明細書（増加資産・全資産用）の書き方について	11
3 種類別明細書（減少資産用）の書き方について	13

第1章 償却資産とは

1 償却資産とは

固定資産税の課税対象となる償却資産とは、毎年1月1日現在において所有する土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます。

《申告が必要な資産》

- 耐用年数が1年以上で、取得価額が10万円以上（平成元年4月1日～平成10年3月31日に取得したものは20万円以上）の資産
ただし、法人においては、取得価額が10万円未満であっても固定資産勘定に計上されている資産は申告が必要
- 耐用年数が経過して減価償却を終え、残存価額のみが計上されている資産
- 企業の都合により減価償却を行っていない資産
- 事業所の帳簿や台帳に記載されていない資産（簿外資産）で1月1日現在事業の用に供することができる資産
- 建設仮勘定で計上されている資産であっても、その一部又は全部が1月1日までに完成し、事業の用に供することができる資産
- 建物勘定、建物附属設備勘定で計上されている資産で、他から賃借している建物に施した附属設備（簡易間仕切、冷暖房設備等）
- 他の事業所へ貸付けてある資産（リース資産）
- 遊休又は未稼働であっても、事業の用に供することができる資産
- 割賦購入資産などで代金の完済しないものであっても、現に事業の用に供している資産

- 資本的支出として資産に計上された改良費（本体部と区分して取得年月の異なるごとに申告が必要）

《申告の必要がない資産》

- 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの
- 建築設備のうち、家屋で評価するもの
- 無形固定資産（電話加入権、特許権、実用新案権等）
- 牛、馬、果樹、その他生物（興業用・観賞用は除く）
- 一括償却する資産（取得価額が20万円未満の資産で、法人税法又は所得税法の規定により、事業年度ごとに一括して3年間で償却を行うもの）

《取得価額が低い資産の取り扱い》

取得価額	国税		固定資産税（償却資産）
10万円未満	個人	必要経費	申告対象外
		損金算入	申告対象外
	法人	減価償却	申告対象
		一括償却	申告対象外
10万円以上 20万円未満	個人	減価償却	申告対象
		一括償却	申告対象外
	法人	減価償却	申告対象
		一括償却	申告対象外
20万円以上	個人	減価償却	申告対象
	法人		

2 主な償却資産

(1) 種類別の主な償却資産

資産種類		主な償却資産
第1種	構築物（建物附属設備含む）	門、塀、看板、舗装路面、給排水施設、受変電設備、自家発電設備、庭園等
第2種	機械及び装置	工作機械、パワーショベル等の木工機械、印刷機械、製造機械、加工機械等
第3種	船 舶	貨物船、客船、ボート、漁船等
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車 両 及 び 運 搬 具	<p>フォークリフト等の大型特殊自動車、台車等</p> <p>注：次のいずれかに該当するものは大型特殊自動車となります</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 農耕作業用自動車 <ul style="list-style-type: none"> ・最高速度が35km/hを超えるもの ▶ 農耕作業用自動車以外のもの <ul style="list-style-type: none"> ・自動車の長さが4.7mを超えるもの ・自動車の幅が1.7mを超えるもの ・自動車の高さが2.8mを超えるもの ・最高速度が15km/hを超えるもの
第6種	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	パソコン、ルームエアコン、レジスター、陳列ケース、冷凍冷蔵庫、テレビ、測定・検査工具等

(2) 業種別の主な償却資産

業種	主な償却資産
共 通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、レジスター、簡易間仕切、内装・内部造作、看板、自動販売機、舗装路面、電気ガス給排水の屋外工事、植栽、塀等
小 売 業	陳列ケース、陳列棚、日よけ等
飲 食 店	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等
理 容 ・ 美 容 業	理容・美容機器、消毒殺菌器等
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備等
医 院 ・ 歯 科 医 院	ベッド、手術台、X線装置、心電計、電気血圧計、歯科診療用ユニット等
工 場	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、溶接機等
ホ テ ル ・ 旅 館	テレビ、ベッド、ステレオ、製氷器、放送設備、プール、厨房設備、駐車場設備、庭園等
印 刷 業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機等
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト、足場等
自 動 車 整 備 業	自動車分解整備業用設備、測定・検査工具等
ガ ソ リ ン 給 油 業	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、地下タンク等
食 肉 販 売 業	冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵ケース、肉切機、ミンチ機等
ゴ ル フ 練 習 場	ネット設備、芝刈機、ボール洗浄機、ボール自動貸出機等

3 建築設備における家屋と償却資産の区分

建築設備とは、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等で、家屋と一体となってその家屋の効用を高める設備をいいます。税務会計上、建物として一括等で減価償却している建築設備であっても、地方税法上、家屋の評価に含まれないものは、償却資産として取り扱います。

《家屋として取り扱うもの》

家屋の所有者が付加した建築設備で、家屋と構造上一体となってその家屋の効用を高めるもの

《償却資産として取り扱うもの》

- 家屋の所有者が付加した建築設備で、下記のいずれかに該当する資産
 - ・ 独立した機械及び装置としての性格が強いもの（例：受・変電設備）
 - ・ 特定の生産又は業務の用に供されるもの（例：工場の動力源である電機設備）
 - ・ 単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの（例：ルームエアコン）
 - 賃借人（テナント）がその借用建物に施工した内装・造作、特定附帯設備等
- 注：家屋の所有者と異なる者（賃借人）が貸ビル、貸店舗等に施工した内装・造作や建築設備等は、次表にかかわらず賃借人の償却資産として取り扱います。

《家屋と償却資産の区分例》

設備の種類		償却資産とするもの	家屋に含めるもの
電気設備	電灯照明設備	ネオンサイン、投光機、スポットライト等	屋内一般照明設備
	中央監視制御装置	中央監視制御装置一式	
	配線設備	生産事業用機器の動力配線一式、屋外電灯配線	屋内電灯配線
	変電設備	変圧器、配電盤等一式、キュービクル等	
	予備電源設備	蓄電池設備、発電機等	
給排水設備	屋外給排水設備、独立高架水槽、井戸等	屋内給排水設備	
給湯設備	局所式給湯設備（瞬間湯沸器、貯湯式湯沸器、貯湯槽等）	中央式給湯設備	
衛生設備	洗濯機、炊飯機、脱水機、流し台等（顧客の求めに応じるもの）	洗面器、大小便器	
ガス設備	生産事業用ガス設備、屋外ガス設備等	屋内配管	
消火設備	ホース、ノズル、消火器等	消火栓設備、スプリンクラー	
空調設備	生産事業用の空調設備、ルームエアコン等	ダクト設備、換気設備など家屋と構造上一体となっている設備	
運搬設備	ベルトコンベアー、クレーン等	家屋と構造上一体となっているエレベーター、運搬設備等	
通信放送設備	電話設備、交換機、マイクロホン等		
店舗・事業用造作設備	簡易間仕切、カウンター、陳列棚等で容易に取り外しのできるもの	家屋と不可分一体となっているもの	

1 課税標準額の算出方法

次の方法により求めた評価額が課税標準額となります。ただし、課税標準の特例の適用を受けるものは軽減後の額が課税標準額となります。

前年中に取得したもの	取得価額 × (1 - 耐用年数に応ずる減価率 × 1/2)
前年前に取得したもの	前年度の評価額 × (1 - 耐用年数に応ずる減価率)

注：以降、毎年この方法により計算し、取得価額の5%まで減価します。

2 税額の算出方法

$$\text{税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率} (1.4\%)$$

注：税額計算時の課税標準額は、1,000円未満を切捨てます

算出された税額の100円未満は切捨てます

計算例

取得価額1,000,000円、耐用年数10年の場合（取得月は何月でも計算は同じ）

$$\text{初年度} \dots\dots\dots 1,000,000 \text{円} \times (1 - 0.206 / 2) = 897,000 \text{円}$$

$$\text{次年度} \dots\dots\dots 897,000 \text{円} \times (1 - 0.206) = 712,218 \text{円}$$

$$\text{次々年度} \dots\dots\dots 712,218 \text{円} \times (1 - 0.206) = 565,501 \text{円}$$

*最低限度額50,000円（取得価額の5%）からは減価しません

〔参考〕減価率・減価残存率一覧表

耐用年数	減価率 (r)	減価残存率	
		前年中取得分 (1-r/2)	前年前取得分 (1-r)
2	0.684	0.658	0.316
3	0.536	0.732	0.464
4	0.438	0.781	0.562
5	0.369	0.815	0.631
6	0.319	0.840	0.681
7	0.280	0.860	0.720
8	0.250	0.875	0.750
9	0.226	0.887	0.774
10	0.206	0.897	0.794
11	0.189	0.905	0.811
12	0.175	0.912	0.825
13	0.162	0.919	0.838
14	0.152	0.924	0.848
15	0.142	0.929	0.858
16	0.134	0.933	0.866
17	0.127	0.936	0.873
18	0.120	0.940	0.880
19	0.114	0.943	0.886
20	0.109	0.945	0.891
21	0.104	0.948	0.896
22	0.099	0.950	0.901
23	0.095	0.952	0.905
24	0.092	0.954	0.908
25	0.088	0.956	0.912
26	0.085	0.957	0.915
27	0.082	0.959	0.918
28	0.079	0.960	0.921
29	0.076	0.962	0.924
30	0.074	0.963	0.926

耐用年数	減価率 (r)	減価残存率	
		前年中取得分 (1-r/2)	前年前取得分 (1-r)
31	0.072	0.964	0.928
32	0.069	0.965	0.931
33	0.067	0.966	0.933
34	0.066	0.967	0.934
35	0.064	0.968	0.936
36	0.062	0.969	0.938
37	0.060	0.970	0.940
38	0.059	0.970	0.941
39	0.057	0.971	0.943
40	0.056	0.972	0.944
41	0.055	0.972	0.945
42	0.053	0.973	0.947
43	0.052	0.974	0.948
44	0.051	0.974	0.949
45	0.050	0.975	0.950
46	0.049	0.975	0.951
47	0.048	0.976	0.952
48	0.047	0.976	0.953
49	0.046	0.977	0.954
50	0.045	0.977	0.955
51	0.044	0.978	0.956
52	0.043	0.978	0.957
53	0.043	0.978	0.957
54	0.042	0.979	0.958
55	0.041	0.979	0.959
56	0.040	0.980	0.960
57	0.040	0.980	0.960
58	0.039	0.980	0.961
59	0.038	0.981	0.962
60	0.038	0.981	0.962

3 耐用年数の見直し

平成 20 年度の税制改正で「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」が改正され、機械及び装置を中心に資産区分と耐用年数が変更されました。

平成 21 年度分の償却資産の申告から、改正後の耐用年数を用いてください。

- 改正後の耐用年数は、過去に申告された償却資産にも適用されます。
- 償却資産の評価は、原則として、前年度の評価額を基礎に、耐用年数に応じた減価を考慮して行うこととされていますので、資産の取得時にさかのぼって再計算する必要はありません。

4 免税点

課税標準額の合計が 150 万円未満の場合は、課税されません。

5 国税の取扱いとの比較

項目	固定資産税	国税（法人税法・所得税法）
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	定率法のみ 減価率は法人税の「旧定率法」で使用する償却率と同じ	定率法か定額法の選択制 【定率法の場合】 旧定率法:H19.3.31以前取得分 250%定率法:H19.4.1～H24.3.31取得分 200%定率法:H24.4.1以後の取得分
特別償却、割増償却	認められない	認められる
圧縮記帳の制度	認められない	認められる
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
評価額の最低限度 (法人税は償却可能限度額)	取得価額の5/100	備忘価額(1円)まで
改良費	区分評価	原則区分、一部合算も可

1 申告が必要な方

次のいずれかに該当する方は申告が必要です。

- 令和6年1月1日現在、葉山町内に事業用の資産を所有している個人又は法人
- 令和6年1月1日現在、貸付を業として葉山町内の事業所に償却資産を貸し付けている個人又は法人

注：償却資産を共有で所有されている方は、各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、共有者全員が連名で申告してください。

《リース資産の申告者》

契約内容によって申告者が異なります。代表的な例は次のとおりです。

- リース会社が申告者になる場合 …… いわゆる「レンタル」であるリース契約。法的性格は賃貸借であることからリース資産の所有権はリース会社にあるもの。
- 借受人が申告者になる場合 …… 譲渡条件付リース（所有権留保付割賦販売とみなす）など、リース資産の最終的な所有権が借受人にあるもの。

2 非課税となる償却資産

償却資産には固定資産税が課税されないものがあります（地方税法第348条）。

3 課税標準額の特例が適用される償却資産

- (1) 償却資産には課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されるものがあります（地方税法第349条の3、地方税法附則第15条）。
- (2) 平成24年度税制改正により、地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」が導入されました。
このことを受け、「わがまち特例」の対象となる償却資産について、次頁とおおり葉山町税条例により課税標準の特例割合を定めています。

わがまち特例が適用される償却資産

資産の種類及び適用条項	特例率	備考
水質汚濁防止法の特定施設に係る污水又は 廃液の処理施設 (地方税法附則第15条第2項第1号)	1/3	令和4年4月1日～令 和6年3月31日までに 取得したもの
公共下水道を使用する者が設置した除害施設 (地方税法附則第15条第2項第5号)	3/4	令和4年4月1日～令 和6年3月31日までに 取得したもの
水防法に規定する地下街等における洪水時の避 難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るための 設備 (地方税法附則第15条第28項)	課税後 5年度分 2/3	平成29年4月1日～令 和8年3月31日までに 取得したもの
津波災害警戒区域において管理協定が締結され た津波避難施設・償却資産 (地方税法附則第15条第22項第1号、2号、3号) ・指定避難施設 ・協定避難施設 (地方税法附則第15条第23項第1号、2号) ・指定避難用償却資産 ・協定避難用償却資産	協定締結 後5年度 分 1/2	平成30年4月1日～令 和6年3月31日までに 管理協定を締結したも の
特定再生可能エネルギー発電設備 (地方税法附則第15条第25項第1号) (地方税法附則第15条第25項第2号) (地方税法附則第15条第25項第3号) ・太陽光発電設備 ・風力発電設備 ・水力発電設備 ・地熱発電設備 ・バイオマス発電設備 ※再生可能エネルギー発電設備は、規模に より特例率が異なります。詳しくは税務課 までお問い合わせください	課税後 3年度分 <第1号> 1/2 <第2号> 7/12 <第3号> 1/3	令和2年4月1日～令 和6年3月31日までに 取得したもの

令和5年4月1日現在

資産の種類及び適用条項	特例率	備考
家庭的保育事業の認可を受けた者が直接当該事業 の用に供する家屋・償却資産 (地方税法349条の3第27項)	1/3	平成29年4月1日以 降の取得分から
居宅訪問型保育事業の認可を受けた者が直接当該 事業の用に供する家屋・償却資産 (地方税法349条の3第28項)		
事業所内保育事業の認可を得た者が、利用定員5 人以下の場合で、直接当該事業の用に供する家 屋・償却資産 (地方税法349条の3第29項)		
子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受け た事業主等が、一定の保育に係る施設を設置する 場合、当該施設の用に供する固定資産(土地・家 屋・償却資産) (地方税法附則第15条第32項)	課税後 5年度分 1/3	平成29年4月1日～ 令和6年3月31日 までに取得したもの

4 申告方法と提出書類

区分	申告が必要な方	申告が必要な資産	提出書類
全資産申告	令和5年1月2日以降に新規に事業を開始された方又は今回初めて申告される方	令和6年1月1日現在において所有されている全ての償却資産を申告してください	・償却資産申告書 ・種類別明細書 (増加資産・全資産用)
	企業の電算処理により申告される方	令和6年1月1日現在において所有されている全ての償却資産の帳簿価額、評価額、決定価格、課税標準額を記入し、申告してください	・償却資産申告書 ・種類別明細書 (増加資産・全資産用)
減少・増加・資産申告	上記以外の方	令和5年1月2日から令和6年1月1日までの間に増加又は減少した償却資産を申告してください	・償却資産申告書 ・種類別明細書 (増加資産・全資産用) ・種類別明細書 (減少資産用)

注：評価額及び帳簿価額の計算方法は、4ページをご覧ください。

《添付書類》

以下の場合には承認通知書や届出書等の写しを添付してください。

- 非課税資産のある場合
- 課税標準の特例を受ける資産のある場合
- 耐用年数の短縮等を行っている資産のある場合

5 申告書等の提出期限

令和6年1月31日(水)

6 申告書等の提出先

〒240-0192 神奈川県三浦郡葉山町堀内2135番地
葉山町総務部賦税務課
電話 046(876)1111 内線257

7 申告時のお願い

- 前年中に資産の減少がなかった場合でも、償却資産申告書の備考欄に『増減なし』と記入のうえ申告してください。
- 資産がない場合は、備考欄に『資産なし』と記入のうえ申告してください。
- 廃業または町外移転された場合、備考欄にその旨を記入のうえ申告してください。
- 申告書を郵送で提出される方で申告書の控用に受領印が必要な方は、必ず返信用封筒(切手貼付・あて先記入済のもの)を同封してください。
- 種類別明細書の用紙が不足する場合は、ご請求ください。
- 企業の電算処理により申告される場合は、用紙のサイズをA4にしてください。

第4章 1 償却資産申告書等の書き方について

受付印	年 月 日 殿	令和 年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)										所有者コード			
所有者	1 <small>(ふりがな)</small> 住所 <small>(又は納税通知書 送付先)</small>	1	(電話)				3 個人番号又 は法人番号	3					26		
	2 <small>(ふりがな)</small> 氏名 <small>(法人にあっては その名称及び代 表者の氏名)</small>	2	(屋号)				4 事業種目 (資本金等の額)	4					8 短縮耐用年数の承認	8	有・無
							5 事業開始年月	5					9 増加償却の届出	9	有・無
							6 この申告に 応答する 者の係及び 氏名	6					10 非課税該当 資産	10	有・無
							7 税理士等の 氏名	7					11 課税標準の 特例	11	有・無
													12 特別償却又 は圧縮記帳	12	有・無
													13 税務会計上 の償却資産	13	定率法・定額法
												14 青色申告	14	有・無	

資産の種類	取得価額				15 市(区)町村 内における事 業所等資産の 所在地	15 ① ----- ② ----- ③
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)		
1 構 築 物	19	20	21	22	16 借用資産 (有・無) 貸主の名称等 16	17 事業用家屋の所有区分 17 自己所有 ・ 借家
2 機械及び装置						
3 船 舶						
4 航 空 機						
5 車両及び運搬具						
6 工具、器具及び備品						
7 合 計						

資産の種類	評価額 (へ)	決定価額 (ト)	課税標準額 (チ)	18 備考(添付書類等)
	23	24	25	
1 構 築 物				18
2 機械及び装置				
3 船 舶				
4 航 空 機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品				
7 合 計				

第二十六号様式(提出用)

項目	記載欄	記載のしかた
1	住所	住所（又は納税通知書送付先）及び電話番号を記入し、ふりがなを付してください。
2	氏名	氏名を記入し、ふりがなを付してください。なお、所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記入してください。
3	個人番号又は法人番号	個人番号又は法人番号を記載してください。 なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字分空けて記載してください。
4	事業種目	事業の種目を具体的に記入してください（〇〇製造業、〇〇販売業等）。また、法人の場合は、資本金又は出資金等の金額も記入してください。
5	事業開始年月	個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は当該法人の設立年月を記入してください。
6	申告に応答する者	この申告について応答される方の係名、氏名及び電話番号を記入してください。
7	税理士等の氏名	経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記入してください。
8 ~ 14		該当する方を○で囲んでください。
15	資産の所在地	住所と資産の所在地が異なる場合、又は2以上の事業所等資産の所在地がある場合は、それぞれの所在地名を記入し、その主たる番号を○で囲んでください。
16	借用資産	該当する方を○で囲んでください。借用資産がある場合は貸主の名称等を記入してください。
17	事業用家屋の所有区分	該当する方を○で囲んでください。借家の場合は家屋所有者名を記入してください。
18	備考	次のような事項を記入してください。①添付した書類の名称 ②非課税資産・特例資産を所有している場合はその適用条項 ③住所・氏名・名称等の異動年月日 ④その他（「増加減少なし」、「該当資産なし」等）
19 ~ 21		前年前に取得したもの(イ)、前年中に減少したもの(ロ)、前年中に取得したもの(ハ)のそれぞれについて取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。
22	計 ((イ) - (ロ) + (ハ)) (ニ)	(イ) - (ロ) + (ハ)によって算出した取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。
23 ~ 25		記入の必要はありません。ただし、自社の電算処理により全資産申告を行う場合は記入してください。
26	所有者コード	記入の必要はありません。

2 種類別明細書（増加資産・全資産用）の書き方について

種類別明細書(増加資産・全資産用)

年度		所有者名										枚のうち				
所有者コード		所有者名										枚目				
行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 格	耐 用 年 数	(ロ)減 価 残 存 率	価 額	課 税 標 準 の 特 例		課 税 標 準 額	増 加 事 由	摘 要
					年 号	年	月					率	コード			
01	4									0.					1・2 3・4	
02										0.					1・2 3・4	
03										0.					1・2 3・4	
04										0.					1・2 3・4	
05										0.					1・2 3・4	
06										0.					1・2 3・4	
07										0.					1・2 3・4	
08										0.					1・2 3・4	
09										0.					1・2 3・4	
10										0.					1・2 3・4	
11										0.					1・2 3・4	
12										0.					1・2 3・4	
13										0.					1・2 3・4	
14										0.					1・2 3・4	
15										0.					1・2 3・4	
16										0.					1・2 3・4	
17										0.					1・2 3・4	
18										0.					1・2 3・4	
19										0.					1・2 3・4	
20										0.					1・2 3・4	
小 計																

第二十六号様式別表一（提出用）

注意 「増加事由」の欄は、1.新品取得、2.中古品取得、3.移動による受入れ、4.その他 いずれかに○印をつけてください。

項目	記載欄	記載のしかた
1	所有者コード	記入の必要はありません。
2	所有者名	氏名又は法人名称を記入してください。
3	ページ	3枚のうち2枚目というようにページ数を記入してください。
4	資産の種類	次の区分により1から6までの数字を記入してください。 1. 構築物 2. 機械及び装置 3. 船舶 4. 航空機 5. 車両及び運搬具 6. 工具、器具及び備品
5	資産コード	記入の必要はありません。
6	資産の名称等	資産の名称や規格などをカタカナ、英大文字又は数字 20 字以内で記入してください。なお、濁点・カンマ等も1字となります。
7	数量	資産の数量を記入してください。
8	取得年月	資産を取得した年月を記入してください。なお、年号は次の区分により記入してください。 3=昭和 4=平成 5=令和
9	取得価格	資産の取得価額（荷役費、運送費、据付費、関税その他資産の取得に要した費用を含む）を記入してください。なお、圧縮記帳は償却資産の評価上認められていません。圧縮額を含めた実際の取得価額を記入してください。 消費税については、税込経理方式を行っている場合は取得価額に含め、税抜経理方式を行っている場合は取得価額に含めず記入してください。
10	耐用年数	減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1から別表第8まで（別表第3、別表第4を除く）に掲げる耐用年数を記入してください。なお、中古資産については、見積耐用年数による場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数による場合はその耐用年数を記入してください。
11 ~ 14		記入の必要はありません。ただし、自社の電算処理により全資産申告を行う場合には記入してください。
15	増加事由	該当する事由の番号を○で囲んでください。 1. 新品取得 2. 中古品取得 3. 移動による受入れ 4. その他
16	摘要	次のような事項を記入してください。①課税標準の特例に該当がある場合はその適用条項 ②増加償却を行っている場合、耐用年数の変更があった場合、前年度申告漏れであった場合はその旨の表示 ③その他価格の決定に必要な事項

3 種類別明細書（減少資産用）の書き方について

種類別明細書（減少資産用）

年度		所有者コード		取得年月			取得価格	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分		所有者名	
行番号	資産の種類	抹消コード (資産)	資産の名称等	数量	年号	年	月	9	10	11	12	13	
												1	2
													枚のうち
													枚目
01	4											1・2・3・4	1・2
02												1・2・3・4	1・2
03												1・2・3・4	1・2
04												1・2・3・4	1・2
05												1・2・3・4	1・2
06												1・2・3・4	1・2
07												1・2・3・4	1・2
08												1・2・3・4	1・2
09												1・2・3・4	1・2
10												1・2・3・4	1・2
11												1・2・3・4	1・2
12												1・2・3・4	1・2
13												1・2・3・4	1・2
14												1・2・3・4	1・2
15												1・2・3・4	1・2
16												1・2・3・4	1・2
17												1・2・3・4	1・2
18												1・2・3・4	1・2
19												1・2・3・4	1・2
20												1・2・3・4	1・2
小計													

第二十六号様式別表二（提出用）

項目	記載欄	記載のしかた
1	所有者コード	記入の必要はありません。
2	所有者名	氏名又は法人名称を記入してください。
3	ページ	3枚のうち2枚目というようにページ数を記入してください。
4 ~ 10		前年度の「償却資産 課税台帳兼種類別明細書」を参考に、減少した資産を確認して記入してください。資産の一部が減少した場合は、減少した数量及び減少相当分の取得価額を記入してください。
11	申告年度	記入の必要はありません。
12	減少の事由及び区分	該当資産が減少した事由とその区分について該当する番号を○で囲んでください。
13	摘要	売却先の名称、滅失の理由、移動先等説明を加える事項があれば記入してください。